

令和元年度各務原市職員採用試験要綱 (大学卒程度・短大卒程度)

(令和2年4月1日採用予定)

各務原市は、しあわせを実感できるまちづくりを目指しています。
対話を重ねながら、まちの未来の姿・想い・目標を共有する気概を持ち、
課題に対して着実・果敢に挑んでいける方の申込みを待っています。

1 募集職種・試験区分・採用予定人員・受験資格

以下の試験区分のうち1つのみを選ぶこと（複数受験することは不可）。

職種	試験区分	採用予定人員	受験資格
土木	大学卒程度	5人程度	平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方
	短大卒程度		平成2年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方
	民間企業等 職務経験者		昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方で、 土木関係の設計・施工管理等の業務で同一事業所（民間企業等） に継続して勤務していた期間が2年以上ある方
建築	大学卒程度	若干人	平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方
	短大卒程度		平成2年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方

※ただし、次に該当する方は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない方
- (2) 次に掲げる事項のいずれか（地方公務員法第16条に規定する欠格条項）に該当する方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - イ 各務原市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

* 「同一事業所（民間企業等）に継続して勤務していた期間」についての説明 *

- ・ 「同一事業所（民間企業等）に継続して勤務していた期間」とは、会社員、自営業者等（公務員を除く。）で、正社員として同一の事業所に継続して就業した期間です。
- ・ **第1次試験の受験時点（令和2年1月25日）に、同一事業所で2年以上継続した職務経験が必要です。**
- ・ 採用前に勤務していた事業所等による職務証明書等の提出が必要です。
- ・ 休職などで会社を休んでいた期間は通算しません。
- ・ 同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

※受験資格等について

- ・ 申込書の記載内容に虚偽、不正等があることが半明した場合、職員として採用しません。
- ・ 採用後に受験資格等に虚偽、不正等が発覚した場合は、採用を取り消します。

2 試験の日時・場所

試験	職種	試験科目	日時 (第2次予定)	試験会場
第1次	土木 建築	専門試験 適性検査 面接試験	令和2年1月25日(土)	各務原市産業文化センター (各務原市那加桜町2丁目186番地)
第2次	土木 建築	面接試験	令和2年2月15日(土)	各務原市産業文化センター

※試験中の携帯電話、スマートフォン等通信機器の使用は禁止します(試験中は電源を切ってください。)。また、時計は計時のための使用に限り認めます。

3 受験申込手続

申込書提出先	各務原市役所 市長公室 人事課 (本庁舎3階北側) 〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地
申込方法	<p>所定の申込書及び受験票にボールペン(消えるペンは不可)で必要事項を記入し、次のいずれかの方法で申し込んでください(申込書及び受験票には、同一の写真を貼付してください。)</p> <p>1 窓口で持参し、申し込む場合 各務原市役所市長公室人事課に直接提出してください。</p> <p>2 郵送で申し込む場合 封筒の表に「受験申込」と朱書きし、簡易書留又は一般書留で送付ください。 ※郵送で申し込む場合は受験票返送のため、84円分の切手を貼付し、返信先を明記した定形封筒(長形3号)を必ず同封すること。</p>
受付期間	<p>1 窓口受付の場合 令和2年1月6日(月)～1月17日(金)午前8時30分～午後5時15分 (土曜日、日曜日及び祝日は、閉庁日のため受付できませんのでご注意ください。)</p> <p>2 郵送受付の場合 令和2年1月6日(月)～1月16日(木) 必着 (1月16日より後に到着したものは受付しませんのでご注意ください。)</p>
備考	<p>※申込書の記載が不十分なものや写真の小さなものは、受理しません。</p> <p>※受験に際しての提出書類は返却しません。</p> <p>※身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする場合は、申込書の「その他伝えたいこと」欄にその旨を記載してください。</p>

4 試験の方法・内容

試験	職種	試験科目	時間	内容
第1次	土木 建築	専門試験	2時間	それぞれの職種分野における専門的知識についての択一式試験
		適性検査	1時間	公務員としての適性を判断する検査
		面接試験	面接による人物・性格等の総合判断	
第2次	土木 建築	面接試験	面接による人物・性格等の総合判断	

※実施する試験科目は、各試験区分共通です。

5 第1次試験出題分野 【試験科目：専門試験】

職種	出題分野
土木	数学・物理 応用力学 水理学 土質工学 測量 土木計画（都市計画を含む。） 材料・施工
建築	数学・物理 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画（都市計画、建築法規を含む。） 建築設備 建築施工

6 合格発表

	発表時期（予定）	発表場所
第1次試験	令和2年1月下旬から2月上旬	市ウェブサイト、市役所前及び各市民サービスセンター前の掲示場に掲示。合格者に限り郵送で通知します。
第2次試験	令和2年2月下旬	

7 採用の方法

- ① この試験の最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、採用候補者名簿に登載された方が全て採用されるとは限りません。
- ② 採用予定時期は原則として令和2年4月1日です。

8 待遇

- ① 初任給（平成31年4月1日現在）は、大学卒程度で186,121円、短大卒程度で166,139円（地域手当を含む。）です。社会人としての職務経歴、最終学歴等に応じて、一定の基準により初任給に加算される場合があります（例：民間企業等職務経験者で、採用時の年齢が30歳、大学卒業後職務経験が8年の初任給の例で、約23万円程度（地域手当を含む。））。
- ② 昇給は、原則として年1回です。
- ③ 上記初任給のほか、条例等に定められた支給要件に応じ扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- ④ 勤務時間は1日7時間45分、原則として週38時間45分です。（勤務先により、異なることがあります。）

*申込みをされる方へ

各務原市職員採用試験は、皆様の申込みに応じて試験の準備が行われます。これらは全て市民の方より納められた税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験を申し込まれた方は必ず受験されますようお願いをいたします。

採用に関するお問合せ先

各務原市役所 市長公室 人事課（本庁舎3階北側）
 住所 〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地
 電話番号 (058) 383-1450《直通》 (058) 383-1111《代表》内線2236

◆各務原市役所ウェブサイト (<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>) からも申込書等を取り出すことができます。